

令和3年1月14日

学生・保護者の皆様

豊田工業高等専門学校長
危機管理室長 田川智彦

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた
本校の対応について（お知らせ）

このたび、令和3年1月13日付で政府が愛知県も対象とした緊急事態宣言を発出しました。一方で、文部科学省からは学校について一律に休講措置とすることはなく、感染対策を一層徹底したうえで学びを止めないようにとの通知がありました。

このことを踏まえ、本校の危機管理室会議を開催し、種々検討を行った結果、感染対策を一層徹底した上で対面授業を継続することとしました。なお、今後の状況によっては、臨時閉校・閉寮、遠隔授業の実施等も検討いたします。

また、課外活動について、別添の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（令和3年1月8日付け文部科学省高等教育局長周知）」の「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について」を踏まえ、一部制限を行いますのでご理解ください。

なお、長引くコロナ禍の中で、不安や焦燥を感じている皆さんには、躊躇なくカウンセリングを受けてください。

あらためまして、感染症対策の徹底にご協力をお願いするとともに、本校の運営方針を御理解いただきますようお願いいたします。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（令和3年1月8日付け文部科学省高等教育局長周知）」の別添2

緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について

緊急事態宣言下においては、大学および高等学校・中学校等における部活動・サークル等の扱いについては、感染拡大防止の観点から慎重な取り扱いが求められる。仮に、活動を行う場合には、いわゆる「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』」および大きな発声を避けるとともに、部活動に付随する、屋内での着替えや車での移動といった場面での感染対策に十分に留意することを前提とすべきである。

その上で、感染リスクが高い活動の目安として以下の考え方で整理し、地域の感染状況等に応じて、これら感染リスクの高い活動については一時的に活動を制限することも含め検討するなど、感染症への警戒を強化すべきである。

1. 学生・生徒同士が組み合うことが主体となる活動
2. 身体接触を伴う活動
3. 大きな発声や激しい呼気を伴う活動